

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第105号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「会計係長」を削り、同条第6項中「及び」を「を、健康づくり推進室及び係長を置かない課に」に改める。

第4条第2項第2号中「第6条区民部の款まちづくり推進課の項第12号」を「第6条区民部の款まちづくり推進課の項第11号」に改める。

第6条区民部の款総務課の項第13号中「まちづくり推進課の項第12号」を「まちづくり推進課の項第11号」に改め、同款まちづくり推進課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同款市民窓口課の項第13号から第16号までを削り、同款課税課の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同項第7号中「及び償却資産」を削り、「もの」の右に「及び償却資産」を加え、同号を同項第5号とし、同項第8号中「固定資産課税台帳」の右に「(償却資産に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項第9号中「固定資産税」の右に「(償却資産に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第7号とし、同項第10号中「償却資産課税台帳に登録された事項に関するもの及び軽自動車税に関するもの」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第11号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、第14号を第12号とし、同号の次に次の2号を加える。

(13) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。

(14) 現金の記録管理に関すること。

第6条区民部の款課税課の項第15号中「税務」の右に「及び会計」を加え、同号

を同項第16号とし、同号の前に次の1号を加える。

(15) 収入及び支出の証拠書類の整理及び保管に関すること。

第6条福祉部の款福祉介護課の項第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法による障害福祉サービス事業（居宅介護，重度訪問介護及び行動援護に係るものに限る。）及び移動支援事業（本市が自ら障害者等の移動を支援する事業を行うものに限る。）の実施に関すること。

第6条福祉部の款福祉介護課の項第5号中「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加え，同款支援課の項第1号中「児童福祉センター」を「保健福祉局」に改め，同項第2号中「保健所及び児童福祉センター」を「保健福祉局」に改め，同項第3号中「保健所」を「保健福祉局」に改め，同項第5号中「保健所」を「福祉介護課及び保健福祉局」に改める。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)